

財務省第12入札等監視委員会
令和5年度第1回定例会議議事概要

開催日及び場所	令和5年9月19日(火) 福岡合同庁舎 本館5階 共用第4会議室	
委 員	委 員 大橋 敏道(福岡大学 法学部教授)	
	委 員 柴田 祐二(柴田公認会計士事務所 公認会計士)	
	委 員 森 裕美子(森総合法律事務所 弁護士)	
審議対象期間	令和5年4月1日(土) ~ 令和5年6月30日(金)	
契約締結分の概要説明	審議対象期間に係る契約締結分及び契約実績状況調書の概要を説明	
抽出事案	4件	(備考)
競争入札(公共工事)	-件	-
随意契約(公共工事)	-件	-
競争入札(物品役務等)	4件	契約件名 : 令和5年度佐賀・長崎県内合同宿舎建物定期点検業務 契約相手方 : DCIエンジニアリング株式会社 (法人番号 8290001046683) 契約金額 : 1,848,000円(税込) 契約締結日 : 令和5年5月15日 担当部局 : 福岡財務支局
		契約件名 : 遠隔操作監視カメラシステムの賃貸借1,112日一式ほか (単価契約) 契約相手方 : 株式会社ノビタス (法人番号 7020001055885) 契約金額 : 2,200円/日・式ほか 契約締結日 : 令和5年4月3日 担当部局 : 門司税関
		契約件名 : 長崎税関(鹿児島県内所在官署)機械警備業務委託 契約相手方 : 鹿児島総合警備保障株式会社 (法人番号7340001000891) 契約金額 : 11,418,000円(税込) 契約締結日 : 令和5年4月3日 担当部局 : 長崎税関
		契約件名 : 福岡国税局管内税務署業務センター庁舎建物借用一式 業務一式 契約相手方 : 大和リース株式会社福岡支社 (法人番号4120001077476) 契約金額 : 1,793,000,000円(税込) 契約締結日 : 令和5年6月28日 担当部局 : 福岡国税局
		-
随意契約(物品役務等)	-件	-
うち応札(応募)業者数 1者関連	2件	契約件名 : 長崎税関(鹿児島県内所在官署)機械警備業務委託 契約相手方 : 鹿児島総合警備保障株式会社 (法人番号7340001000891) 契約金額 : 11,418,000円(税込) 契約締結日 : 令和5年4月3日 担当部局 : 長崎税関
		契約件名 : 福岡国税局管内税務署業務センター庁舎建物借用一式 業務一式 契約相手方 : 大和リース株式会社福岡支社 (法人番号4120001077476) 契約金額 : 1,793,000,000円(税込) 契約締結日 : 令和5年6月28日 担当部局 : 福岡国税局
委員からの意見・質問 それに対する回答等	次ページ以降のとおり	
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	な し	

意見・質問	回 答
【事案 1】 契約件名 : 令和5年度佐賀・長崎県内合同 宿舍建物定期点検業務 契約相手方 : DCIエンジニアリング株式会社 (法人番号 8290001046683) 契約金額 : 1,848,000円(税込) 契約締結日 : 令和5年5月15日 担当部局 : 福岡財務支局	
令和2年度に続いて同一業者が低落札率で落札しており、予定価格の積算が適切であったか。低落札率となった原因等を検証する必要がある。	
業務内容からして経費は主に人件費であると思われるが、ここまで低落札率となった原因をどのように考えるか。	年度の早い段階で公告・開札を行ったことに加え、業務期間も12月までと期間を十分確保しており、業者として入札に参加しやすい案件だったと考える。このため9者の応札があり、競争が働いた結果、低落札率となったと考える。
応札者の入札金額にかなりのばらつきがあるが、この理由をどのように考えるか。	経費の大半が人件費であることから、各業者は、業務の繁閑、手持ちの受注業務等を勘案して金額を決定・応札しており、金額差が生じたと考える。
同様の業務の入札に関して、過去5年間いずれも低落札率となっているが、これまでの積算方法を見直す必要はないのか。	本業務は他の財務局でも実施しているため、他局の積算方法を調査し、それを踏まえ必要に応じて積算方法の見直しも検討したい。
低落札金額で契約しているため、従事者へ適正な賃金が支払われているか懸念されるが、その点について確認しているのか。	確認していない。
業務単価を算出するための歩掛りについて0.6掛けしているが、この根拠は何か。	合同宿舍の場合、1つの敷地に合同宿舍が複数棟所在しているため、移動や事前準備等の手間が省略できることを考慮して減算している。なお、本業務に関して0.6という数字を定めた規程等はないが、国交省が作成した「官庁施設の設計業務等積算要領」において、作成する図面が簡易なものであれば0.6掛けすることとなっており、これを参考にしている。
業者から参考見積を徴収して予定価格を積算しないのは何故か。また、落札業者から業務費内訳書を提出させていないのは何故か。	応札者の入札金額にばらつきがあるように、業者によって見積金額にばらつきが生じることが予想されるため、依頼業者を選定することが難しく、業者の参考見積による積算方法は行っていない。 本件は低入札価格調査の対象ではなく、また、2年度も同一業者とほぼ同額の金額で契約し、適正に業務を履行していることから、特に業務費内訳書の提出を求めている。
予定価格は、A県建築士事務所協会が作成した「特殊建物定期調査業務報酬算定基準」に基づき積算しているが、この基準で算出した単価が実勢価格に見合ったものか確認しているか。	特に確認していない。

意見・質問	回 答
【事案 2】 契約件名 : 遠隔操作監視カメラシステムの 賃貸借 1,112日一式ほか (単価契約) 契約相手方 : 株式会社ノビタス (法人番号 7020001055885) 契約金額 : 2,200円/日・式ほか 契約締結日 : 令和5年4月3日 担当部局 : 門司税関	
2者応札だが高落札率であるため、予定価格の積算が適正であったか、また同一業者の落札が続いており競争性が働いているのか検証する必要がある。	
2者応札にも関わらず高落札率であることの理由は。競争性は確保されているか。	予定価格算出は、仕様を満たす2者から聴取した価格を比較し、より安価であった本件落札者の価格を採用したことにより高落札率となっているが、複数応札であり、競争性は確保できている。
予定価格調書の参考聴取2社がそのまま応札者2者となっている。この2者以外に取扱いが難しい案件なのか。	現在、複数応札があり何をもって取扱いが難しいと考えるかによるが、他の税関の同一案件も本件落札者が契約者となっていることを確認している。
他の業者にも参加を促すよう、どのような活動(声掛け等)を行ったか。競争性を確保するためにどのような対応が考えられるか。	これまでは概ね2者の競争が確保されており、当該2者以外への声掛け等を行っていない。 なお、更なる競争性の確保の方策は、これまで以上の入札公告期間を確保することが考えられる。
これまで落札者となっていないもう1社について、本入札案件以外も含めて契約実績はあるか。	当該もう1社との契約実績はない。
予定価格調書の参考聴取2社について、この2社に固定している理由はあるか。	これまで応札実績のある2社から参考聴取しており、これ以外に特段理由はない。
改めて確認するが、応札者2者以外に参加が難しい案件なのか。	調達機器は一般家電製品ようなものではなく、司法警察機関等を対象にした専用機器のため、応札可能業者が多いとは考えていない。
同一案件にもかかわらず、年度ごとに契約金額が異なる理由はなぜか。毎年仕様の見直しを行っているのか。	調達予定日数の増減のほか、借入品目の変更を行うなど仕様を見直しており、それに伴い契約金額が増減している。
過去の調達状況を踏まえると十分に競争性が確保されているといえず、応札者2者以外への入札参加の声掛けを検討すべきではないか。	今後の調達においては更なる競争性を確保できるように対応を検討したい。

意見・質問	回 答
【事案 3】 契約件名 : 長崎税関(鹿児島県内所在官署)機械警備業務委託 契約相手方 : 鹿児島総合警備保障株式会社 (法人番号 7340001000891) 契約金額 : 11,418,000円(税込) 契約締結日 : 令和5年4月3日 担当部局 : 長崎税関	
1者応札で、かつ高落札率。予定価格の算出が適正か、また競争性が働いているか検証する必要がある。	
他の業者からも参加を促すよう、どのような活動(声掛け等)を行ったか。競争性を確保するためにどのような対応が考えられるか。	鹿児島県警備業協会に問合せで会員企業一覧を入手し、該当地区に営業所を有する複数の警備会社に連絡したが、中小の警備会社では当方の仕様書に示すエリア全てをカバーできる者がおらず、また、大手警備会社は設備設置にかかる初期投資費用がネックになったため、結果1者応札となった。
大手企業は初期投資の機器の入れ替えがネックになって参加を見送ったとの説明であるが、どういう意味か。	機械警備に必要なセンサー等を対象施設に設置しているが、警備会社が変わる場合は、警備会社の負担で新たに機器を設置する必要があるためその費用負担がネックになったようである。
初期投資にかかる機器の入れ替えに関して費用はどのくらいかかるのか。その金額にもよるが、1者応札が続いて固定化するくらいであれば、機器の入れ替えも含めて入札してもよいのではないか。	初期投資にかかる費用は確認していない。
機器の設置は仕様書にある図面のとおりにか。機器の入れ替えは何年毎に行うものなのか。	機器の設置は図面のとおりでである。機器は故障等の都度に業者が交換している。

意見・質問	回 答
【事案 4】 契約件名 : 福岡国税局管内税務署業務センター庁舎建物借用一式業務一式 契約相手方 : 大和リース株式会社福岡支社 (法人番号 4120001077476) 契約金額 : 1,793,000,000円(税込) 契約締結日 : 令和5年6月28日 担当部局 : 福岡国税局	
高額案件であり、かつ1者応札で高落札率でもあるため、予定価格の算出が適正であったか、競争性が働いているかを検証する必要がある。	
庁舎建物を直接建設するのではなく、このような賃貸借形式にした理由は何か。	複数の税務署の内部事務を集約処理する方式に変更していく「内部事務のセンター化」を国税庁全体の施策として進めており、令和8年に全ての税務署がその対象となるため、現在、各国税局が集約処理するための業務センター庁舎の確保に取り組んでいる。 通常どおりに国土交通省の予算(官庁営繕費)による新営庁舎の建設を待つと令和8年に間に合わないため、国公有財産や民間ビルで取得や賃貸借も検討したが必要面積を確保できる物件はなく、国税庁予算において整備する必要が生じたことから、効率的な予算執行の観点から、国庫債務負担行為による賃貸借形式とし、当該契約期間における予算の平準化を図ったものである。
応札者が1社となった原因は何か。 また、複数の業者からも参加を促すよう、どのような活動(声掛け等)を行ったか。	本件のような規模で建築及び賃貸を行う契約に対応できる業者が多くはないということ、人手不足のほか半導体不足によって資材の納期が不透明な状況にあったことが原因と想定される。 また、本件においては、本年4月の入札公告に先立ち、本年2月6日から同月27日まで、意見招請を実施し、問合せのあった3社に仕様書を交付し、2社から意見書の提出があった。入札公告の際には、これらの業者に声掛けを行った。 なお、入札公告後、別途1社からも問合せがあったが、参加申込に至らず、結果として1社応札になってしまった。
落札者の競争参加資格等級は何か。	「役務の提供等」、「建築一式工事」とともに「A」等級である。
実施設計、施工、3年半の賃貸の後、所有権が移転する方式を選択した理由は？	国庫債務負担行為が最長5年間となっているところ、最初の1年半を入札及び建築に費やすため、残りの3年半が賃貸借期間になっている。
基本設計書はどのようなプロセスを経て作成されているのか？	令和3年度に入札により設計業者を決定し、建設用地の確認等を経て、成果物として原案が提示された後、建設コストを下げるため、部材の質や数量を減らせるよう部内で検討し、設計業者との協議を重ねて作成されたものである。
意見招請とは具体的にどのような手続きか。 また、提出された意見を踏まえて内容を見直したのか。	入札公告に先立ち、入札に参加する意向のある業者に仕様書案について意見を求める手続きである。 意見を踏まえて、内容を一部見直した。

声掛けを行った業者が入札に参加しなかった要因はどこにあると考えるか。	仕様書を検討した結果、条件が合わなかったとの回答があったが、詳しくは分からない。
賃貸借形式で取得することを決めるに当たっては、どこがどのように決めたのか。	福岡国税局においてそれまでの経緯や実情に基づいて取得方法を検討した後、国税庁に諮って、助言を受けながら、意思決定がなされた。
賃貸借形式で取得する方法と直接取得する方法とで、取得費用はそれほど変わらないのか。	どちらの方法を採ったとしても、5年経過した時点で建物を取得していることに変わりはなく、取得費用としては大差はない。
契約書案は貸し手側の負担が大きいように思われるが、福岡国税局が作成しているのか。	他の国税局が過去に締結した同様の契約書をベースとして、修正を加えて作成している。

【委員会の審議結果】	
(第1事案について) 同様の業務の入札において低落札が続いていることから、予定価格は実勢価格から乖離していると思われる。このため、「特殊建物定期調査業務報酬算定基準」が実勢価格を反映しているか検証する必要がある。また、落札者から応札金額の内訳書を提出させ、分析することにより、予定価格の精度を上げていただきたい。	
(第2事案について) 形式的には複数応札となっているものの、過去の実績から競争性が働いていないと評価され得るため、他機関の同種契約実績の確認など、これまでの応札者以外の見積取得業者及び入札参加可能業者の確保に向けて検討されたい。	
(第3事案について) 1者応札が継続するのは好ましくないため、エリア分けをして入札することも検討していただきたい。 予定価格の算定に関して、業者の意向が反映されてしまう危険性があるので、他者の参考見積りも取得して予定価格に反映するようにされたい。	
(第4事案について) 賃貸借形式を採った事情は理解できたが、賃貸借形式を採ったことにより入札参加業者が限定され、結果的に一者応札になってしまったことについては、競争性の確保という観点からは問題が残ったと思料される。 賃貸借形式を選択した時点で、落札可能業者が少なくなることは予想できたことから、今後同様の形式を選択する場合には、可能な限り多数の業者に声掛けを行うことが望まれる。	